

東京地方最低賃金審議会専門部会 傍聴決定について 質問

東京都府中市栄町 3-16-14-302 sakuya.hashi@gmail.com

橋本策也

東労発総開第 6-121 号

「7 月 30 日午後 4 時開催の令和 6 年東京地方最低賃金審議会 専門部会 傍聴者の決定過程」
に基づき 情報公開された文書

「第 1 回東京地方最低賃金審議会専門部会に係る傍聴について」(令和 6 年 7 月 245 日決済)
において

① 2 枚目 「定員 2 名に対して 12 名(別紙1 参照)の傍聴申込があったため、抽選を行った」
とあるが

別紙2 「傍聴申込者名簿」には 16 名の欄が記載されている。

16 名申込ではないのか なぜ 12 名なのか？

理由を情報公開請求する あるいは 不服申し立てをすることも考えられるが説明されたい

② この 16 名には 橋本策也 も含まれる(同開示文書メール文にも橋本策也 含まれている)
このことを確認したい。また 16 名が 12 名に絞られたとするなら 12 名に 橋本策也は含まれるのか
個人情報請求すれば開示されると思うので、回答されたい。

以上